

# 〇条例集

## 千葉県交通安全条例（平成13年12月21日千葉県条例第53号）

私たちの生活は、モータリゼーションの進展とともに経済的にも文化的にも豊かになりましたが、その一方で「車社会」のひずみとして多くの尊い県民の生命が失われ、その家族、友人、社会に大きな犠牲をもたらしている現実を正しく見つめることが必要です。

二十一世紀に生きる私たちは、人に優しく環境と共生する視点に立って、真に豊かな社会とは何かを自らに問いかけることが大切です。

個々の生命・その輝ける人生を生きる権利を誰もが悲惨な交通事故によって、奪われることがあってはならないことを心に銘記する必要があります。

特に、車を運転する一人ひとは、車は一瞬にして人の命を奪う危険性を持っていることを常に自覚し、高い理性と思いやりの心をもって、幼児から高齢者まですべての人に配慮した安全運転を実践しなければなりません。

交通安全は、私たち県民すべての願いであり、一人ひとりが真剣に考え解決すべき最も重要な課題です。

県は、県民の幸せを願い、人命尊重の理念のもとに県民総参加により交通事故を撲滅し、安全で住みよい「交通安全県ちば」を確立することを宣言し、ここに千葉県交通安全条例を制定します。

（目的）

**第1条** この条例は、県における道路交通の安全（以下「交通安全」という。）を確保するために、県民の役割並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する県の施策並びに県民が主体となる交通安全活動及び交通事故の防止について必要な事項を定めることにより、県民生活の安全を確保することを目的とする。

（県民の役割）

**第2条** 県民は、交通安全を確保するためには、県民一人ひとりの自覚と責任が重要であることを認識するとともに、その日常生活において自らすすんで交通安全に関する活動に取り組みなければならない。

2 県民は、交通事故の当事者となる可能性を有することを常に自覚し、道路交通の当事

者として、身体の障害のある者、幼児、高齢者等の自力で交通事故の被害を防止することが困難である者に特に配慮しなければならない。

（交通安全の日）

**第3条** 県民のすべてが交通安全についての関心を深めるとともに、交通安全に関する活動を実践する意欲を高めるため、毎月十日を交通安全の日とする。

（県及び市町村の責務）

**第4条** 県は、交通安全を確保するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。この場合において、交通安全に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村その他関係機関及び関係団体との緊密な連携を図らなければならない。

2 市町村は、県の施策と相まって、当該区域内の実情に応じた交通安全に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（情報の提供等）

**第5条** 県は、県民に対して、交通安全に対する理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、交通安全に関する施策、交通事故の発生状況等の必要な情報を提供しなければならない。

2 県は、製品を製造し、又は販売する事業者に対し、交通事故の分析結果等に基づいて、交通事故の防止に配慮した製品を製造し、又は販売するよう意見を述べるができる。

（県民の意見の反映）

**第6条** 県は、交通安全に関する施策の立案から決定までの過程に県民の意見を広く聴取するとともに、交通モニターを設置する等交通安全に関する県民の意見を日常的に聴取し、交通安全に関する施策に県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

（財政上の措置）

**第7条** 県は、交通安全に関する施策を推進す

るため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(交通環境の整備)

**第8条** 県は、交通環境の整備を図るため、夜間照明及び歩道の設置、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、交通管制の高度化及び広域化等必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民及び国、市町村その他関係機関と共同して、交通事故が多発する箇所において現地の状況を診断し、必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全の体制整備等)

**第9条** 県は、交通安全に関する施策を推進するための組織等の体制を整備するものとする。

2 県は、市町村と連携して、地域に密着した交通安全に関する活動の先導的役割を担う組織として交通安全推進隊を整備するものとする。

3 県は、市町村に配置される交通指導員、交通安全の推進に資する活動を行う民間団体等の育成及び支援を行うものとする。

(救助及び救急医療体制の整備充実)

**第10条** 県は、市町村と連携して、交通事故による負傷者に対する救助及び救急医療体制の整備充実に努めるものとする。

(県民の交通安全活動)

**第11条** 県民は、家庭、学校、職場等において、交通安全に関する法令及び道徳を守るための活動に取り組むとともに、県、市町村その他の機関及び団体が行う交通安全に関する施策に協力しなければならない。

(こどもたちを守るための教育の充実等)

**第12条** 県民は、家庭、地域等において、こどもたちを交通事故から守り、こどもたちが次代の交通安全の確保を担う者であることの重要性を認識するとともに、これらに対する交通安全に関する教育に努めなければならない。

2 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等

学校、中等教育学校、特別支援学校等(以下「学校等」という。)を設置し、及び管理する者は、その学校等における幼児、児童、生徒等(以下「生徒等」という。)の成長段階に応じた交通安全教育の充実に努めるとともに、生徒等が交通安全に関する活動を自らすすんで実践するよう配慮しなければならない。

3 県は、学校等における交通安全教育が総合的かつ計画的に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者への配慮等)

**第13条** 県民は、高齢者の交通安全の確保のため、高齢者が安全に道路を通行できるよう配慮しなければならない。

2 県は、高齢運転者標識の普及を図るとともに、高齢運転者の保護等についての広報及び啓発を図るものとする。

3 県は、市町村と連携し、高齢者を対象とする交通安全指導を推進するとともに、高齢者が自主的に取り組む交通安全に関する活動への支援等を行うものとする。

(事業者が執るべき措置等)

**第14条** 事業者は、その使用する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し、その適性に応じた交通安全教育に努めなければならない。

2 県は、事業者の要請に応じ、その従業員が交通安全教育を容易に受けられるようその機会の提供に努めるものとする。

(危険な運転行為の防止)

**第15条** 県民は、速度違反、無理な追越し等による危険な運転行為が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

2 県は、危険な運転行為の防止に関する意識の啓発に努めるものとする。

(飲酒運転の根絶)

**第16条** 県は、国、市町村、県民、事業者その他飲酒運転の根絶に関する活動を行う団体と相互に連携協力して、飲酒運転の根絶を図るための総合的な施策を策定し、及び

実施するものとする。

(違法駐車防止)

- 第17条** 県民は、違法駐車が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、地域における違法駐車を防止するための活動を自ら実践しなければならない。
- 2 県民は、夜間の路上駐車が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。
- 3 商店街等において事業を営む者は、違法駐車を防止するため、必要な駐車場の確保及びその利用の促進に努めなければならない。
- 4 催物の主催者は、参加者に公共交通機関を利用させ、参加者のために駐車場を確保し、交通誘導員を配置する等自ら主催する催物による違法駐車を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。
- 5 県は、市町村と連携し、違法駐車の防止に関する広報及び啓発を行うとともに、市町村が行う違法駐車防止重点地区における違法駐車の防止に関する施策への支援等を行うものとする。

(自転車事故の防止等)

- 第18条** 県は、自転車の交通事故を防止し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(暴走族等の追放等)

- 第19条** 県は、暴走族等による暴走行為を追放するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(交通死亡事故多発非常事態宣言等)

- 第20条** 知事は、県内において交通死亡事故が多発している場合で、緊急に対策を講ずる必要があると認めるときは、交通死亡事故多発非常事態宣言を発令し、交通死亡事故を防止するための重点的かつ即効性のある対策を講ずるものとする。
- 2 知事は、県内の一部の区域において交通死亡事故が多発している場合で、緊急に対策を講ずる必要があると認めるときは、必要な対策を講ずるとともに、関係市町村の長

に対し、当該市町村の実情に応じた交通死亡事故を防止するための重点的かつ即効性のある対策を講ずるよう要請するものとする。

(交通事故被害者等に対する支援)

- 第21条** 県は、交通事故による被害者及びその遺族に対する支援の充実を図るため、交通事故相談所の設置、これらの者に対するカウンセリング制度の確立等必要な支援体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第28号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第18号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月25日条例第58号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月28日条例第55号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

## 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和3年12月28日千葉県条例第55号）

令和三年六月二十八日、本県八街市において、自家用トラックの飲酒運転により、児童二人のかけがえのない尊い命が奪われ、三人が重篤となる痛ましく筆舌に尽くし難い交通事故が発生した。

県民は、この悲惨な事故に大きな衝撃を受け、飲酒運転は絶対に許されるべきではないと改めて痛感したところである。

飲酒運転に関しては、これまで、度重なる法改正によって厳罰化がなされてきたほか、県においても、飲酒運転の根絶を図るべく様々な対策を講じてきたところであるが、今回の事故の発生により、いまだにその対策が十分でないことが明らかとなった。

飲酒運転で検挙される者が跡を絶たない現状において、飲酒運転の根絶に向けた対策を一層強化する必要があることは言うまでもないが、そのためには、運転者一人一人のみならずその雇用主等まで含めた徹底した法令遵守をはじめ、県民の飲酒運転の根絶に対する意識を向上させるための啓発や県民総ぐるみで対策を講じるための体制の充実等を図ることが急務である。

私たちは、これ以上、極めて悪質かつ危険な犯罪である飲酒運転が、県民の安全で安心な日々の生活を脅かす状況を見過ごすわけにはいかない。

よって、私たちは、関係する機関及び団体はもとより、家庭、学校、職場、地域等が一丸となって飲酒運転の根絶に取り組むことを決意し、ここに千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例を制定する。

（目的）

**第1条** この条例は、飲酒運転の根絶に関し、県、県民、事業者等の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図るための施策を総合的に推進し、もって飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる

用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自動車等 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為をいう。
- 三 飲食店営業者 店舗その他の設備（以下「飲食店」という。）を設けて客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）を行う者をいう。
- 四 酒類小売業者 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の九第一項に規定する酒類小売業者（同項の販売場（以下「販売場」という。）において対面により販売する者に限る。）をいう。
- 五 タクシー事業者 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条の三第一項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。
- 六 運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する自動車運転代行業者をいう。
- 七 駐車場所有者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）を所有し、又は管理する者をいう。
- 八 違反者 飲酒運転を行い、道路交通法第百七条の二第一項第一号又は第百七条の二の二第一項第三号に規定する状態（以下「違反」という。）にあった者として検挙されたものをいう。

（公職にある者の率先垂範）

**第3条** 知事、県議会議員その他の県の特別職である者及び県職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する県の職員をいう。）は、自らの行動を厳しく律するとともに、県民に範を示すべき立場であることを深く自覚

し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとする。

- 2 公職にある者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する職にある者並びに国及び地方公共団体の職員をいう。）及びこれに準ずる者（前項の者を除く。）は、同項の趣旨を踏まえ、飲酒運転の根絶に率先して取り組むよう努めるものとする。

（県の責務）

**第4条** 県は、飲酒運転の根絶を図るための総合的な施策を策定するとともに、国、市町村、県民、事業者その他飲酒運転の根絶に関する活動を行う団体（以下「関係団体」という。）と相互に連携協力して、当該施策を実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、県民、事業者その他関係団体が実施する飲酒運転の根絶を図るための取組を促進するため、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

**第5条** 県民は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となること及び重大な違法行為であることを自覚した上で、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 飲酒運転をしないこと。
- 二 自動車等を運転する必要がある場合又はその必要が生じると見込まれる場合であって、飲酒することにより酒気を帯びて自動車等を運転することとなるおそれがあるときは、飲酒しないこと。
- 2 県民は、飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深めるとともに、家庭、職場、地域等において、飲酒運転の根絶を図るための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 県民は、国、県及び市町村が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

**第6条** 事業者は、その事業の用に供する自動車等の運行に当たっては、当該自動車等の運転をする者が酒気を帯びていないことを確認する等、飲酒運転を防止するために必要な措

置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第七条第四項に規定するアルコール検知器その他の飲酒運転の防止に資する機器を積極的に活用するよう配慮するものとする。

- 2 事業者は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

（飲食店営業者の役割）

**第7条** 飲食店営業者は、その営む飲食店ごとに、客が見やすい場所に、県、関係団体その他関係者が提供する立看板、貼り札、ポスターその他の飲酒運転の根絶に関する意識の啓発を図るための広告物（以下「啓發文書」という。）及び飲酒運転をするおそれのある客に対しては酒類を提供しない旨の表示を掲示するよう努めるものとする。

- 2 飲食店営業者は、客の飲酒運転を防止するために必要な次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 一 酒類の提供を求める客に対し、当該飲食店までの交通手段を確認すること。
  - 二 前号の規定により確認した交通手段が自動車等の場合にあつては、当該客が講ずる飲酒運転を防止するための措置を確認すること。
  - 三 前号の規定による確認ができない場合及び当該確認をした措置では客の飲酒運転を防止することができないおそれがあると認める場合にあつては、当該客に対して酒類の提供をしないこと。
  - 四 当該飲食店に客の用に供する駐車場が設置されている場合は、当該駐車場の見やすい場所に、啓發文書を掲示すること。
- 3 飲食店営業者及びその従業員は、客が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、これを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（酒類小売業者の役割）

**第8条** 酒類小売業者は、販売場ごとに、当該販売場において酒類を購入した者（以下「酒

類購入者」という。)が見やすい場所に、啓発文書を掲示するよう努めるものとする。

- 2 酒類小売業者及びその従業員は、酒類購入者が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、これを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(タクシー事業者及び運転代行業者の役割)

**第9条** タクシー事業者及び運転代行業者は、県民に対し、その事業を利用することが飲酒運転の防止に資する旨の広報を行うよう努めるものとする。

- 2 タクシー事業者及び運転代行業者並びにこれらの従業員は、その事業を利用した者が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、これを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(駐車場所所有者等の役割)

**第10条** 駐車場所所有者等は、その所有し、又は管理する路外駐車場ごとに、その利用をする者が見やすい場所に、啓発文書を掲示するよう努めるものとする。

(イベント等主催者の役割)

**第11条** イベント等(多数の者が集合する催しをいう。以下同じ。)を主催するものは、そのイベント等に参加する者による飲酒が想定される場合には、当該イベント等に参加する者に対し、飲酒運転の根絶に関する意識の啓発その他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通報)

**第12条** 県民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見したときは、速やかにその旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 飲食店営業者、酒類小売業者並びにタクシー事業者及び運転代行業者並びにこれらの従業員は、客、酒類購入者若しくはその事業を利用した者(以下「客等」という。)が飲酒運転をしていることを確認したとき又は第七条第三項、第八条第二項若しくは第九条第二項の規定による措置を講ずることができないとき若しくは当該措置を講じてもお当該客等が飲酒運転をするおそれがあると認めると

きは、速やかにその旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

(事業者に対する措置)

**第13条** 知事は、事業者に対し、その従業員が違反者となった場合(その違反が通勤(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二及び地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。)の途上の運転に係るものである場合に限る。)には、その違反の内容を通知することができる。

- 2 事業者は、前項の規定による通知を受けた場合には、第六条第一項及び第二項に規定する措置を講じなければならない。

(飲食店営業者に対する措置)

**第14条** 知事は、飲食店営業者が違反者に対しその違反に係る酒類を提供していたことが判明した場合には、規則で定めるところにより、当該飲食店営業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 飲食店営業者は、前項の規定による通知を受けた場合には、第七条第一項及び第二項に規定する措置を講じなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定による通知を受けた飲食店営業者が、第七条第一項及び第二項に規定する措置を講じていない場合(当該措置が講じられていることが確認できない場合を含む。)として規則で定める場合に該当すると認めるときは、当該飲食店営業者に対し、規則で定めるところにより、客の飲酒運転を防止するために必要な指示をすることができる。
- 4 知事は、前項の規定による指示を受けた飲食店営業者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その対象となる飲食店営業者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 6 知事は、第三項の規定による指示を受けた飲食店営業者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、規則で定めるとこ

ろにより、当該飲食店営業者に対し、期間を定めて、その指示に係る書面の掲示を命ずることができる。

(立入調査等)

**第15条** 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定による通知を受けた飲食店営業者に対し、客の飲酒運転を防止するために必要な措置の実施状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、当該飲食店営業者が営む飲食店その他必要な場所に立ち入り、客の飲酒運転を防止するために必要な措置の実施状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(知事及び公安委員会の相互協力)

**第16条** 公安委員会は、知事が前三条の規定に基づく事務を遂行する上で必要となる違反者に関する情報の提供その他の協力を行うものとし、知事は、当該事務の遂行の状況に関する情報を公安委員会に提供するものとする。

2 前項の規定による公安委員会の協力について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(教育及び知識の普及)

**第17条** 県は、飲酒運転の根絶に関する県民の理解を深めるため、飲酒運転の根絶に関する教育の充実、知識の普及のための広報及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(再発防止のための措置)

**第18条** 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発を防止するための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

**第19条** 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転による交通事故の発生状況等に関する情報の

収集、整理及び分析を行い、県民、事業者等に対し、その結果を提供するものとする。

(千葉県飲酒運転根絶連絡協議会)

**第20条** 県は、県の執行機関、関係団体その他の関係者により構成される千葉県飲酒運転根絶連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、飲酒運転根絶計画の策定並びに飲酒運転の根絶を図るための施策の実施に関し必要な協議及び調整を行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(飲酒運転根絶計画)

**第21条** 前条第二項の飲酒運転根絶計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 飲酒運転の根絶に関する教育、知識の普及、啓発、意識の高揚等に関する事項

二 飲酒運転の根絶を図るための体制に関する事項

三 その他飲酒運転の根絶に関し必要な事項

2 知事は、前項の飲酒運転根絶計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表するものとする。

(表彰)

**第22条** 知事は、飲酒運転の根絶に関し顕著な功績があったと認められるものについて、表彰することができる。

(財政上の措置)

**第23条** 県は、飲酒運転の根絶を図るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

**第24条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第25条** 第十四条第六項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行後においても、飲酒運転を取り巻く状況等を勘案し、この条例の施行の状況について随時検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、実効性を確保するための規定の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

(千葉県交通安全条例の一部改正)

- 3 千葉県交通安全条例（平成十三年千葉県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

(飲酒運転の根絶)

第十六条 県は、国、市町村、県民、事業者その他飲酒運転の根絶に関する活動を行う団体と相互に連携協力して、飲酒運転の根絶を図るための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

附 則（令和4年12月27日条例第45号）

この条例は、令和5年6月28日から施行する。

附 則（令和5年5月23日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年10月25日千葉県条例第58号）

（目的）

**第1条** この条例は、自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全で適正な利用に関し、県、県民及び自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の責務並びに市町村、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体（以下「関係団体」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等（法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

**第2条** 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携協力して、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用のための取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

**第3条** 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車利用者の責務）

**第4条** 自転車利用者は、車両（法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者としての責任を自覚し、法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、自転車の放置（自転車が自転車駐車場以外の公共の場所に置かれており、かつ、その自転車の利用者がその自転車を離れて直ちに移動することができない状態をいう。）をしないよう努めなければならない。

**第5条** 自転車利用者は、法その他の法令を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を励行し、自転車が関係する交通事故を自ら防止するよう努めなければならない。

一 交差点を通行しようとするときは、信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、状況に応じて一時停止又は徐行するなど、安全を確認して通行すること。

二 日没から日の出までの間のほか、夕方には前照灯を点灯すること。

三 他の自転車との並進その他の歩行者、自転車及び自動車等の通行の妨げとなるような運転をしないこと。

四 自転車の通行が認められている歩道において、歩行者に危害及び迷惑を及ぼすおそれがあるときは、その安全に配慮し、自転車を押して歩くこと。

五 他の交通の安全に配慮し、道路及び交通の状況に応じた適正な速度及び方法で走行すること。

六 傘若しくはスマートフォンその他の携帯電話を使用し、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽等を聴きながら運転するなど、運転に必要な注意を怠ることにつながる行為をしないこと。

（市町村の役割）

**第6条** 市町村は、その区域内の実情に応じた自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

**第7条** 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業

員に対し、自転車の安全で適正な利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

**第8条** 関係団体は、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車小売業者等による情報提供等)

**第9条** 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第十二条第三項に規定する防犯登録をいう。）を受ける義務について説明するよう努めるものとする。

- 2 前項及び第十六条第一項に定めるもののほか、自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。
- 3 第十六条第三項に定めるもののほか、自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、自転車を借り受けようとする者（以下「借受人」という。）に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(県民に対する自転車交通安全教育)

**第10条** 県は、県民に対し、自転車を安全で適正に利用するための交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）を行うものとする。

(学校における自転車交通安全教育等)

**第11条** 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学

校及び高等専門学校の設置者及び長（以下「学校の設置者及び長」という。）は、在学する児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

- 2 学校の設置者及び長は、在学する児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する活動を自ら進んで実践するよう配慮しなければならない。
- 3 学校教育法第一条に規定する大学又は同法第二百二十四条に規定する専修学校の設置者及び長は、在学する学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

**第12条** 未成年者を保護する責任のある者（次条第二項及び第十四条第三項において「保護者」という。）は、その保護する未成年者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

- 2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットを着用させることその他の自転車の安全で適正な利用のために必要な助言をするよう努めなければならない。

(自転車の点検整備及び防犯対策)

**第13条** 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、安全性を確保するため、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その保護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。

(反射器材の備付け及び乗車用ヘルメットの着用等)

**第14条** 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車の側面に反射器材を備え付けるよう努めなければならない。

- 2 自転車利用者は、夜間等における反射材の装着その他その存在を示すために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 保護者は、その保護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。
- 4 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用し、又は使用するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

**第15条** 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その利用に係る自転車損害賠償保険等(自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

- 2 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
- 3 自転車貸付業者は、その貸し付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
- 4 自転車を事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

**第16条** 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、その自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場

合において、当該自転車小売業者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その従業員のうち、自転車を利用して通勤する者がいるときは、当該従業員に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該事業者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該従業員に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(学校における自転車損害賠償保険等の情報提供)

**第17条** 学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校の設置者は、在学する児童、生徒又は学生及びこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(広報及び啓発等)

- 第18条** 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。
- 2 県は、自転車利用者がその利用する自転車に関係する交通事故によって生じた損害を賠償する責任を負う場合があることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入を促進するために必要な情報を提供するものとする。

(道路環境の整備)

**第19条** 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

**第20条** 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後三年を目途として、自転車を取り巻く状況等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(千葉県交通安全条例の一部改正)

3 千葉県交通安全条例（平成十三年千葉県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(自転車事故の防止等)

**第十八条** 県は、自転車の交通事故を防止し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。

附 則（令和3年12月28日条例第53号）

この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年4月1日から施行する。

## 千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例（平成13年12月21日千葉県条例第50号）

（目的）

**第1条** この条例は、暴走族及び暴走行為者等（以下「暴走族等」という。）の追放の促進に関し、県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、これらの者が一体となって暴走族等のいないまちづくりを推進し、及び暴走行為等を防止するために必要な事項を定め、もって県民生活の安全と平穩に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 自動車等 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 二 少年 少年法（昭和三十二年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する少年をいう。
- 三 保護者 少年法第二条第二項に規定する保護者をいう。
- 四 暴走行為等 次のいずれかに該当する行為をいう。
  - イ 法第六十八条に違反する行為又は二台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる行為であつて法第七条、法第十七条、法第二十二条第一項、法第五十五条、法第五十七条第一項若しくは法第六十二条の規定に違反するもの
  - ロ 法第七十一条第五号の三又は法第七十一条の二の規定に違反する行為
  - ハ 道路（法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）、公園、駐車場、空地その他の場所において、正当な理由なく、自動車等を急発進させ、又は急転回させて走行し、若しくは空ぶかしさせるなどにより、著しく交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼし、若しくは著しく他人に危険、不安を覚えさせるような行為
- 五 暴走族 暴走行為等をする者を目的として結成された集団をいう。
- 六 暴走行為者等 暴走行為等をする者をいう。
- 七 暴走族等の追放 暴走族等による暴走行為等の防止、暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進を図ることにより、暴走族等のいない社会を築くことをいう。

（県の責務）

**第3条** 県は、暴走族等の追放の促進に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（県民の責務）

**第4条** 県民は、この条例の目的を達成するため、県が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

**第5条** 保護者は、暴走族等が少年の健全な育成を阻害するおそれがあることを踏まえ、その監督保護に係る少年が暴走族に加入し、又は暴走行為等を行い、若しくは暴走族等による暴走行為等を見物しないよう努めるとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、当該暴走族から離脱させるよう努めなければならない。

（学校、職場等の関係者の責務）

**第6条** 学校、職場その他の少年の育成に携わる団体の関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、少年の暴走族への加入及び暴走行為等の防止に関する活動を行うなどにより暴走族等のいないまちづくりの推進に努めるものとする。

（事業者の責務）

**第7条** 自動車等若しくは自動車等の部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、県が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、暴走行為等を助長することのないよう努めるものとする。

- 2 自動車等の燃料の販売を業とする者は、県が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、法第六十二条若しくは法第七十一条の二の規定に違反することが外観上明らかな自動車等の運転者又は道路運送車両法（昭和三十六年法律第百八十五号）第十九条に規定する自動車登録番号標並びに同法第七十三条第一項及び第九十七条の三第二項に規定する車両番号標を取り外し、隠ぺいし、若しくは折り曲げた自動車等の運転者に対し燃料を販売することにより、暴走行為等を助長することのないよう努めるものとする。
- 3 衣服、はちまき、旗等（以下「衣服等」という。）

に刺しゅう又は印刷(以下「刺しゅう等」という。)をすることを業とする者は、県が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めるとともに、衣服等に暴走族等を誇示する表示の刺しゅう等を行うことにより、暴走行為等を助長することのないよう努めるものとする。

- 4 インターネットへの接続に係る役務を提供することを業とする者は、県が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴走行為等を助長することとなるような情報がインターネットへ送信されることのないよう努めるものとする。

(自動車等の運転者の責務)

- 第8条** 自動車等の運転者は、暴走行為等を発見したときは、速やかに、その旨を警察官に通報するよう努めるものとする。

(施設管理者の責務)

- 第9条** 公園、駐車場、空地その他暴走族等が集合し、又は集合するおそれのある施設の管理者は、暴走族等の集合を禁止する旨を掲示するなどにより暴走族等を集合させないための措置を講じるよう努めるものとする。

(道路管理者等の責務)

- 第10条** 道路を設置し、又は管理する者は、暴走行為等が行われるおそれのある道路について、暴走行為等を防止する措置を講じるよう努めるものとする。

(基本方針)

- 第11条** 知事は、暴走族等の追放の促進のため、次の各号に掲げる事項を内容とする基本方針を策定するものとする。

- 一 暴走族等の追放の促進に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する基本的な事項
  - 二 暴走族への加入の防止に関する基本的な事項
  - 三 暴走族からの離脱の促進に関する基本的な事項
  - 四 前各号に掲げるもののほか、暴走族等の追放の促進に関する基本的な事項
- 2 知事は、前項の規定による基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(関係機関への要請)

- 第12条** 知事は、暴走族等の追放の促進に関する

施策の実施について、必要に応じ、関係機関に対して協力の要請を行うものとする。

(情報の提供等)

- 第13条** 県は、県民、事業者等に対し、暴走族等の追放の促進に関する施策の効果的な推進を図るための情報の提供又は技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(相談業務等の実施)

- 第14条** 千葉県警察本部長は、暴走族等の追放の促進を図るため暴走族相談員を置き、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 暴走族への加入の防止に係る相談業務
- 二 暴走族からの離脱に係る相談業務
- 三 前各号に掲げるもののほか、暴走族等の追放の促進に関する業務

(暴走行為等の禁止等)

- 第15条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴走行為等を行う目的で、自動車等を準備して道路、公園、駐車場、空地その他の場所に集合すること。
- 二 人に対し暴走行為等を行うように勧誘し、又は強制すること。
- 三 公衆が出入りすることができる場所(道路を除く。)において、正当な理由なく、著しく公衆に危険又は迷惑を覚えさせるような方法で、自動車等を、急発進させ、急転回させる等により運転し、又は空ぶかしさせること。

(罰則)

- 第16条** 前条第三号の規定に違反した者は、五万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。